

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受託者は、鳥取市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 受託者は、鳥取市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために鳥取市から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は鳥取市の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、鳥取市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために鳥取市から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに鳥取市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、鳥取市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに鳥取市に報告し、鳥取市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 鳥取市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。